

常陸国風土記 1300 年記念事業ロゴマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、常陸国風土記 1300 年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「ロゴマーク」とは、常陸国風土記 1300 年記念事業に際し、制作された別紙に掲げるデザイン及びこれを展開したものとする。

(申請)

第3条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ「ロゴマーク使用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を茨城県生活環境部生活文化課長（以下「生活文化課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げる図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りではない。

- (1) 茨城県内の学校等が教育の目的で使用するとき
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- 2 ロゴマークを使用する者が、茨城県内の地方公共団体である場合であり、別紙に掲げる図柄を変更、改変することなく使用する場合は「ロゴマーク使用届出書(様式第2号)」を生活文化課長に提出するものとする。
- 3 ロゴマークを営業又は販売物に使用しようとする者は、あらかじめ生活文化課長と協議した上で、申請書を提出するものとする。

(承認の範囲)

第4条 生活文化課長は、前条の規程による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 茨城県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- (2) 茨城県の正しい理解の妨げとなる、又はおそれのあるとき
- (3) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき
- (4) 法令または公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき
- (6) その他、生活文化課長が不適切と認めたとき

(承認)

第5条 生活文化課長は、前条の承認をするときは、「ロゴマーク使用(変更)承認通知書」(様式第3号)をもって通知する。

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、生活文化課長の指示する使用条件に従うこと
- (2) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること
- (3) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに生活文化課長に提出すること
ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする

2 次の各号について、県の推奨を表すものではないことをホームページ等で明らかにするものとする。

- (1) ロゴマークが掲載された商品(パッケージも含む)
- (2) ロゴマークが掲載された商品又は印刷物等を発行した企業

3 ロゴマークを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(承認内容の変更)

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「ロゴマーク使用承認変更申請書」(様式第4号)を生活文化課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、「ロゴマーク使用(変更)承認通知書」(様式第3号)をもって通知する。

3 変更申請の承認についても、前条の規程を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 生活文化課長は、ロゴマークの使用がこの規程又は承諾内容について反して使われていたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「ロゴマーク使用承認取消通知書」(様式第5号)をもって通知する。

3 前2項の規程により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承

認に係る物件の使用，配布，掲示及び販売等をしてはならない。

(責任の制限)

第10条 前条の規程により，ロゴマークの使用承認を取り消した場合，使用承認を受けた者に損害が生じても，茨城県はその責めを負わない。

2 ロゴマーク等の使用承認を受けた者ロゴマーク等の使用によって，第三者に対して損害または損失を与えた場合でも，茨城県は，損害賠償，損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(使用期間)

第11条 ロゴマークの使用期間は，使用を承認した日あるいは使用の届出をした日から，当該記念事業が終了する日までを限度とする。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか，ロゴマークの使用に関して必要な事項は，生活文化課長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は，平成25年7月1日より施行する。